

策定年月日	平成 23 年 9 月 1 日
変更年月日	平成 26 年 9 月 22 日
変更年月日	平成 28 年 9 月 15 日
変更年月日	令和 3 年 10 月 8 日
変更年月日	令和 5 年 9 月 25 日
変更年月日	令和 8 年 8 月 26 日

東温市農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

平成 2 3 年 9 月

(令和 8 年 8 月変更)

愛 媛 県 東 温 市

目 次

目次	1
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
第2－2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営 農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指 標	14
第3 第2及び第2－2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事 項	15
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目 標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事 項	17
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	18
第6 その他	24

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 東温市農業の現状と振興方針

東温市は、愛媛県の中央部道後平野の東部に位置し、県下第二の河川「重信川」の流域にひらけた都市近郊農山村で、その肥沃な地質等をいかして米麦を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、県都松山市近郊の立地条件を活かした野菜・花き等の生産が盛んとなっている。

今後は、高収益性の作目、作型を担い手農家中心に推進し、より一層の産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家や畜産農家と施設園芸において集約的経営を展開する農家との間で、労働力の提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

農業・農村を担う若者を中心とした就農者の確保については、自ら農業経営を開始しようとする青年等及び農業法人等に就農しようとする青年等を、優れた農業経営者として育成し、農業・農村の活性化を図るため、個々の農家の担い手という問題にとどまらず、農業という産業の担い手、農村地域社会の担い手たる青年等を育成確保するという視点に立ち、

- (1) 新しく農業を志す就農希望者の掘り起こしから就農に至る過程のきめ細やかな支援
- (2) 新たな就農者が優れた農業経営者として育つための支援
- (3) 若者をはじめとした就農者が希望を持って定着するための環境づくりの支援
- (4) 関係者が一体となった支援活動の強化に取り組みながら、新規就農者の確保・育成をより一層推進するものとする。

2. 農業構造の実態

東温市の農業構造については、昭和42年頃までは、米麦を中心とした純然たる農業地域であったが、交通手段の発達と第三次産業の伸展に伴い、恒常的勤務による兼業農家が増加し、農業の担い手不足が深刻化している。

こうした中で農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に、農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴い、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが増加傾向にあり、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3. 年間所得及び年間労働目標

東温市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、東温市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たりおおむね400万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たりおおむね2,000時間）の水準を実

現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4. 農業経営基盤強化の方向

東温市は、将来の東温市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、松山市農業協同組合及びえひめ中央農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、東温市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、愛媛県中予地方局農業振興課地域農業育成室（以下「普及組織」という。）等が十分なる相互の連携の下で、濃密な指導を行うため、東温市地域農業再生協議会において集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して東温市地域農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農用地の利用集積を進めるときに、農地中間管理事業及び農地中間管理機構（公益財団法人えひめ農林漁業推進機構。以下同じ。）が行う特例事業等の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）及び法第 14 条の 4 の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体（以下、「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者及び認定新規就農者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合及び農業委員会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

併せて集約的な経営展開を助長するため、普及組織等の指導の下に、作型・品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度及び法第 14 条の 4 の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれらの認定農業者等及び認定新規就農者（以下、「認定農業者等」という。）への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、東温市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

新規就農者の確保育成に当たっては、就農候補者の掘り起こしから就農、定着、経営改善にいたる各段階に応じた、きめ細かな施策を展開することとし、以下の取組を促進する。

- (1) 意欲ある青年農業者等を一人でも多く確保し、地域への定着を促進するため、農村青年のみでなく、農外からの新規参入者やUターン青年等を含め、幅広く就農を希望する人材の発掘に努めるとともに、農業体験や営農のための実務研修等就農に至る過程に対する一貫した支援活動を行う。
- (2) 営農形態や農業従事態様の多様化に対応した、効率的かつ安定的な経営体の担い手を育成するため、就農準備を経て実際に就農し、経営の基礎を十分に固める段階や、就農者として実践的な農業技術を習得するに至るまでの個別のプログラムを作成し、濃密な指導助言を行い、職業意識や経営理念、経営構想力、問題解決能力、管理能力、リーダーシップの確保開発に努める。
- (3) 青年等が進んで就農できる環境づくりを推進するため、技術・経営・資金・農地・農村生活・仲間づくりや受入態勢に関する情報の収集及び提供・相談活動を行う。
- (4) 若者が希望と誇りをもって就農できる気運と環境を醸成するため、農業問題や後継者問題等について協議し、対策を講じる支援活動の強化に努める。

5. 認定農業者の確保

東温市は、東温市地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を普及組織等の協力を受けつつ行う。

稲作単一からの脱却を図るため、関係機関・関係団体との連携の下、産地化をねらいとし

た戦略的振興作物を選定した上で、水稻と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実施結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

また、地域農業の維持・発展を図る上で必要な場合には、地域の農業者等との適切な役割分担のもと、安定的かつ効率的な農業経営に取り組むことを原則とし、担い手として一般企業の参入を図る。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

東温市の認定新規就農者は、近年では年間2人程度で推移しており、高齢化等による離農者の増加が懸念される中、基幹作物である米麦生産の維持・拡大及び消費地への生鮮野菜等の安定供給を図るとともに、農地の荒廃を防ぐため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、東温市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国の新規就農者の確保・定着目標や愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針に掲げられた新規就農者（雇用就農者含む）の育成・確保目標180人を踏まえ、東温市においては年間7人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

東温市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間の総労働時間（主たる従事者1人当たりおおむね2,000時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得おおむね250万円）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介を行い、また、技術・経営面については普及組織、農業協同組合等が重点的な指導を行なうなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地区ごとに推進する取組

ア 南吉井・北吉井地区

この地区は平野部が多く、二毛作が盛んで県下有数のはだか麦の産地となっており、米麦の他に苺・夏秋ナス・サトイモ・ブロッコリー・玉葱等の野菜類の生産も活発に行われている。また、薬用作物や酒米しづく媛を需要に応じた生産に取り組んでいる。しかし、高齢化等による未作付け農地も一部で発生してきている。

集約化に適した優良農地においては、集落営農組織とも連携し、大規模営農を志向

する新規就農者を、また、市街地の周辺においては、環境負荷の少ない農業を志向する新規就農者の確保・育成を積極的に推進する。

イ 拝志地区

この地区は山間部と平野部で構成されており、山間部においては寒暖差を活かした良質な米の生産が行われており、平野部においては米麦の他に苺・夏秋ナス・サトイモ・ブロッコリー・玉葱等の野菜類に加え花き・花木・薬用作物・酒米しずく媛の生産が行われている。

農地の面積・形状等の要件と調整しながら、米麦の大規模経営のみでなく、花き・花木や野菜類の施設栽培等の収益性の高い営農を志向する新規就農者についても積極的に働きかける。

ウ 三内地区

この地区は中山間地域であるが、米を主体として地域特産品目であるシキミ生産に取り組んでいる。耕作不利な農地も多いが酒米しずく媛や水田野菜ではサトイモ・ブロッコリーを取り入れて、新規就農者が地域の担い手として定着できるよう、受入環境の整備を重点的に推進する。

規模拡大による収益性の向上が見込み難いため、作物の選定・栽培技術の指導・販路の確保等について普及組織・農業協同組合・集落営農組織等と連携して取り組み、新規就農者であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

エ 川上地区

比較的平坦で耕作が容易な農地が多く、様々な営農に対応しうるため、収益性との調整を図りながら、特色のある営農に意欲的な取組を行う新規就農者の確保・育成を積極的に推進する。

また、畜産を志向する新規就農者については、中心経営体に位置づけられている畜産農家との交流を進め、中予家畜保健衛生所・農業協同組合等とも連携して就農・定着できるよう積極的に働きかける。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に東温市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、東温市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[目標類型別一覧表]

(詳細は、後掲の目標営業累計型基本的指標に記載のとおり)

経営体別	営 農 類 型 別		経営規模	摘 要
個別経営体	土地利用型	水稲＋その他水稲＋麦＋作業受託	6.0 ha	
		水稲＋麦＋玉葱＋サトイモ	4.2 ha	
		水稲＋麦＋花木（ユーカリ・シキミ）	3.1 ha	
		水稲＋花き（新テッポウユリ）	1.6 ha	
		水稲＋麦＋伊予ナス＋ブロッコリー＋サトイモ	6.0 ha	
		露地野菜（伊予ナス＋サトイモ＋ブロッコリー）	0.8 ha	
		露地野菜（松山長ナス＋白ねぎ）	1.0 ha	
	施設型	苺	0.2 ha	
組織経営体	土地利用型	水稲＋その他水稲＋麦＋作業受託	18.0 ha	

個別経営体	畜 産	酪 農	経産牛50頭・育成牛25頭 飼料10.0 ha	
		肉 用 牛 (繁殖)	繁殖牛20頭	
		肉 用 牛 (交雑種肥育一貫)	肉用牛250頭 飼料6.0 ha	

[個別経営体] 土地利用型営農類型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
水稻＋その他水稻 ＋麦＋作業受託	<作付面積>	<主要施設>	- 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 - 青色申告を実施する。	- 家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 - 福利厚生の実施 - パート雇用従事者の確保
	10.0ha	機械格納庫兼作業場（150㎡）		
	水稻 4.0ha	<主要農機具>		
	その他水稻 2.0ha	トラクター（30ps） 1台		
	麦 4.0ha	ライムソー 1台		
		代かきハロー 1台		
	<経営面積>	側条施肥田植機（6条） 1台		
	6.0ha	動力噴霧機 1台		
	<作業受託>	コンバイン（乗用3条） 2台		
	6.5ha	普通トラック 1台		
<労働力>		<その他>		
	主たる従事者 1名	乾燥調整は、カントリーエレベーター利用		
	補助従事者 1名			

[個別経営体] 土地利用型営農類型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
水稻＋麦＋玉葱＋サトイモ	<作付面積>	<主要施設>	複式簿記記帳により、経営管理のコスト意識の徹底を図る。	- 家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 - 福利厚生の実施 - パート雇用従事者の確保
	6.2ha	農舎（150㎡）		
	水稻 2.0ha	<主要農機具>		
	麦 2.0ha	トラクター（30ps） 1台		
	玉葱 1.2ha	ライムソー 1台		
	サトイモ 1.0ha	代かきハロー 1台		
	<経営面積>	側条施肥田植機（6条） 1台		
	4.2ha	動力噴霧機 1台		
		コンバイン（乗用3条） 1台		
	<労働力>	普通トラック 1台		
	主たる従事者 1名	管理機 1台		
		タマネギ収穫機 1台		
	補助従事者	タマネギ移植機 1台		
		畦立て同時マルチ機 1台		
		半自動移植機 1台		
<その他>	1名	掘取り機 1台		
		乾燥調整は、カントリーエレベーター利用		

[個別経営体] 土地利用型営農類型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
水稲＋麦＋花木	＜作付面積＞	＜主要施設＞	・複式簿記記帳により、経営管理のコスト意識の徹底を図る。	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・福利厚生の実施 ・パート雇用従事者の確保
	3.1ha	農舎（150㎡）		
	水稲 1.0ha	＜主要農機具＞		
	ユーカリ 0.8ha			
	シキミ 1.3ha			
	＜経営面積＞	トラクター（30ps） 1台		
	3.1ha	ライムソー 1台		
	＜労働力＞	代かきハロー 1台		
		乗用田植機（4条） 1台		
		動力噴霧機 1台		
		コンバイン（乗用2条） 1台		
		主たる従事者 普通トラック 1台		
		1名 管理機 1台		
	補助従事者	＜その他＞		
1名	乾燥調整は、カントリーエレベーター利用			

[個別経営体] 土地利用型営農類型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
水稻＋花き	＜作付面積＞	＜主要施設＞	・複式簿記記帳により、経営管理のコスト意識の徹底を図る。	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・福利厚生の実施 ・パート雇用従事者の確保
	1.6ha	農舎（150㎡）		
	水稻 1.0ha	ビニールハウス（50㎡）		
	新テッポウユリ	＜主要農機具＞		
	0.6ha	トラクター（30ps）		
	＜経営面積＞	1台		
		ライムソー		
		1台		
		代かきハロー		
		1台		
	＜労働力＞	乗用田植機（4条）		
		1台		
		動力噴霧機		
		1台		
	主たる従事者	コンバイン（乗用2条）		
		1台		
		普通トラック		
		1台		
	補助従事者	管理機		
		1台		
		＜その他＞		
		乾燥調整は、カントリーエレベーター利用		

〔個別経営体〕 土地利用型営農類型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
水稻＋麦＋伊予ナス＋ ブロッコリー＋サトイモ	＜作付面積＞	＜主要施設＞	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告を実施する。	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・福利厚生の実施 ・パート雇用従事者の確保
	10.2ha	農舎（150㎡）		
	水稻 5.0ha	＜主要農機具＞		
	麦 4.0ha	トラクター（30PS） 1台		
	伊予ナス 0.05ha	ライムソー 1台		
	ブロッコリー 0.5ha	代かきハロー 1台		
	サトイモ 0.6ha	側条施肥田植機（4条） 1台		
		動力噴霧器 1台		
	＜経営面積＞	コンバイン（乗用3条） 1台		
	6.0ha	管理機 1台		
	＜労働力＞	畦立て同時マルチ機 1台		
	主たる従事者 1名	半自動移植機 1台		
	補助従事者 1名	掘取り機 1台		
		施肥機（トラクター接続タイプ） 1台		
		＜その他＞ 乾燥調整は、カントリーエレベーター利用		

〔個別経営体〕 土地利用型営農類型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
露地野菜 (伊予ナス＋サトイモ＋ ブロッコリー)	＜作付面積＞	＜主要施設＞	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告を実施する。	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・福利厚生の実施 ・パート雇用従事者の確保
	0.8ha	農舎（100㎡）		
	伊予ナス 0.1ha	＜主要農機具＞		
	ブロッコリー 0.5ha	トラクター（30ps） 1台		
	サトイモ 0.2ha	動力噴霧機 1台		
	＜経営面積＞	普通トラック 1台		
	0.8ha	管理機 1台		
	＜労働力＞	畦立て同時マルチ機 1台		
	主たる従事者 1名	半自動移植機 1台		
	補助従事者 1名	掘取り機 1台		

〔個別経営体〕 土地利用型営農類型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
露地野菜 (松山長ナス＋白ねぎ)	＜作付面積＞	＜主要施設＞	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告を実施する。	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・福利厚生の実施 ・パート雇用従事者の確保
	1.0ha	農舎（100㎡）		
	松山長ナス 0.6ha	＜主要農機具＞		
	白ねぎ 0.4ha	トラクター（30ps） 1台		
		動力噴霧機 1台		
	＜経営面積＞	普通トラック 1台		
	1.0ha	管理機 1台		
	＜労働力＞	ネギ皮むき機 1台		
	主たる従事者 1名			
	補助従事者 4名			

[個別経営体] 施設型営農類型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
施設苺	<作付面積> 苺 0.2ha <経営面積> 0.2ha <労働力> 主たる従事者 1名 補助従事者 2名	<主要施設> A Pハウス 3連棟 (6m×56m) 2棟 育苗ハウス (5.4m×45m) 3棟 高設栽培システム一式 <主要農機具> CO²発生機 1台 草刈機 1台 小型ポット育苗システム 1式 暖房機 4台 予冷库 (1坪) 1台 トップカー 1台 動力噴霧機 1台	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告を実施する。	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・福利厚生の実施 ・パート雇用従事者の確保

[組織経営体] 土地利用型営農類型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
水稻＋その他水稻 ＋麦＋作業受託	<作付面積> 28.0ha 水稻 10.0ha その他水稻 8.0ha 麦 10.0ha <経営面積> 18.0ha <作業受託> 20.0ha <労働力> 主たる従事者 4名 補助従事者 2名	<主要施設> 機械格納庫兼作業場 (400m²) <主要農機具> トラクター (46PS) 3台 ライムソー 1台 代かきハロー 2台 側条施肥田植機 (8条) 2台 側条施肥田植機 (6条) 2台 動力噴霧機 2台 コンバイン (乗用4条) 2台 軽四トラック 2台 普通トラック 2台 複合播種作業機 (除草剤ユニット付) 2台 草刈機 4台 乾燥機 3台 ライスグレーダー 1台 汎用コンバイン 1台	・法人化 ・自己資本の充実 ・専門化による経理面の支援	・従事者の社会保険加入 ・パート雇用従事者の確保 ・農作業環境の改善

[個別経営体] 畜産営農類型

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
酪 農	<飼養頭数>	<主要施設>		
	経産牛 50頭	搾乳牛舎 (500㎡)		
	育成牛 25頭	育成牛舎D型ハウス (200㎡)		
		堆肥舎 (280㎡)		
	<自給飼料>	尿溜		
	飼料作物 10.0ha	飼料タンク (5 t 用) 1 基	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入
	トウモロコシ 5.0ha	バンカーサイロ (30㎡)	・青色申告を実施する。	・福利厚生の実
	イタリアン 5.0ha	<主要農機具>	・耕畜連携による自給飼料の生産	・パート雇用従事者の確保
		パイプラインミルカー 4 組		
		バルククーラー (1,500ℓ) 1 基		
	<労働力>	バーンクリーナー 1 基		
	主たる従事者 1 名	普通トラック (2t) 1 台		
		<共同利用>		
	補助従事者 2 名	トラクター (45ps) 1 台		
		マニユアスプレッダ(3.3 t) 1 台		
		バキュームカー (1.8 t) 1 台		
		デスクハロー 1 台		
		ブロードキャスター (400ℓ) 1 台		
		ヘーレーキ 1 台		
		ロールベアラー 1 台		
		コーンハーベスター 1 台		

[個別経営体] 畜産営農類型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
肉用牛	<飼養頭数> 繁殖牛 20頭 <労働力> 主たる従事者 1名 補助従事者 1名	<主要施設> 繁殖牛舎 (300㎡) 堆肥舎 (52㎡) <主要農機具> フロントローダー 1台 軽トラック 1台	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告を実施する。 ・耕畜連携による自給飼料の生産	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・福利厚生の実施

[個別経営体] 畜産営農類型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
肉用牛 (交雑種肥育一貫)	<飼養頭数> 肉用牛 250頭 <自給飼料> 飼料作物 6.0ha スーダン 3.0ha イタリアン 3.0ha <労働力> 主たる従事者 1名 補助従事者 1名	<主要施設> 肥育牛舎 (1,059㎡) 育成牛舎 (200㎡) 堆肥舎 (520㎡) 飼料タンク (5 t 用) 1基 バンカーサイロ (30m³) <主要農機具> 普通トラック (2t) 1台 <共同所有> フロントローダー 1台 マニユアスプレッダ (3.3 t) 1台 トラクター (40ps) 1台 ブロードキャスター (400ℓ) 1台 ローラー 1台 ヘーレーキ 1台 モアコンディショナー (160ℓ) 1台	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告を実施する。 ・耕畜連携による自給飼料の生産	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・福利厚生の実施 ・パート雇用従事者の確保

第２－２ 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第１に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に東温市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、東温市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕 土地利用型営農類型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
露地野菜 (伊予ナス＋サトイモ＋ ブロッコリー)	<作付面積> 0.8ha 伊予ナス 0.1ha ブロッコリー 0.5ha サトイモ 0.2ha <経営面積> 0.8ha <労働力> 主たる従事者 1名 補助従事者 1名	<主要施設> 農舎 (100㎡) <主要農機具> トラクター (30ps) 1台 動力噴霧機 1台 普通トラック 1台 管理機 1台 畦立て同時マルチ機 1台 半自動移植機 1台 掘取り機 1台 <その他>	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告を実施する。	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・福利厚生の実施 ・パート雇用従事者の確保

〔個別経営体〕 土地利用型営農類型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
露地野菜 (松山長ナス＋白ねぎ)	<作付面積> 0.4ha 松山長ナス 0.1ha 白ねぎ 0.2ha 新テッポウコ 0.1ha <経営面積> 0.4ha <労働力> 主たる従事者 1名 補助従事者 1名	<主要施設> 農舎 (100㎡) <主要農機具> トラクター (30ps) 1台 動力噴霧機 1台 普通トラック 1台 管理機 1台 <その他>	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告を実施する。	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・福利厚生の実施 ・パート雇用従事者の確保

第3 第2及び第2－2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成

東温市の特産品である米・麦・野菜・花き等の農産物を安定的に生産し、本市の農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、愛媛県農業経営・就農支援センター（県が法第11条の11の規定に基づき、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構を本業務の拠点として位置付けている。（以下「支援センター」という。）、普及組織、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等で実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者、非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、東温市農業の将来を担う幅広い人材確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2. 就農等希望者の受入れから定着までのサポートおよび体制

東温市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、普及組織や農業協同組合と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住居の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施、必要となる農用地や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に実施できるよう、東温市が主体となって、普及組織、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携して活動を行っている東温市地域農業再生協議会を通じ、農業を担う者の受入れから定着まで必要となるサポートを一元的にできる体制を構築する。

更に、新規就農者等が地域内で孤立することがないように、協議の場や地域計画の修正等を通じて、地域農業を担うものとして当該者を育成する体制を強化する。

新たに農業経営を始めようとする青年等については、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

就農に向けた情報提供や就農・雇用先の相談については、支援センター、技術や経営ノウハウの習得については、えひめ農業未来カレッジ（愛媛県立農業大学校）等、就農後の営農指導等のフォローアップについては普及組織、農業協同組合、愛媛県農業指導士、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構等の各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

東温市は、愛媛県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 愛媛県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、情報提供及び農地等のあっせん等を行う。
- (2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

東温市地域農業再生協議会は、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要となる情報を収集・整理し、愛媛県及び支援センターに情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、愛媛県、支援センター等の関係機関に情報提供する。更に、農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう支援センター、農業委員会と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

前記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に 占める面積のシェアの目標	備 考
50%	

○ 効率的かつ安定的な農業経営における面的集積についての目標効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

(注) 2 目標年次は令和13年とする。

2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

各地域において策定された地域計画の達成に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、農地中間管理機構、農業委員会等と連携しながら、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

東温市は、「愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、東温市農業の地域特性、即ち、米・麦・野菜・花き等多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

東温市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ② 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ③ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ④ 新規就農者の確保・育成を促進するための事業
- ⑤ 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア ほ場整備事業が完了した地区においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理事業を重点的に実施するとともに、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

更に、東温市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、事業ごとに述べる。

1. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

東温市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。なお、担い手により既に農用地の利用の集積がなされている場合は、その部分を区域から除外できるものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農

業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難な場合にあっては、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障を来さない限り、集落の一部を除外した実施区域とすることもやむをえないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を東温市に提出して、農用地利用規程について東温市の認定を受けることができる。

② 東温市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 東温市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を東温市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定

農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 東温市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 東温市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 東温市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及組織、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、東温市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

2. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

東温市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

3. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

東温市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広く、かつ、円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

4. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

普及組織や農業協同組合、農業委員会等と連携しながら、就農相談に応じ、就農希

望者に対し、就農に向けた情報（研修や農地に関する情報等）の提供を行う。また、市内の集落営農組織や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを推進する。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や自治組織等と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流や農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

東温市地域農業再生協議会や各種認定審査会等を通じて、普及組織、農業委員会、農業協同組合と、新たに農業経営を営もうとする青年等に関する情報を共有し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等について、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう「地域計画」の達成に向けた話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために東温市青年農業者協議会及び集落営農組織への参加を促すとともに、農業協同組合や産直施設、東温市地域活力創出課とも連携して、直売所への出荷のためのアドバイスをを行う等、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

既に自ら販売を行っている中核農家や集落営農組織等との交流促進による販売ノウハウの習得を促すとともに、農業協同組合や産直施設が運営する直売所への出荷の促進、先進農家の経営ノウハウを習得できる研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の「地域計画」との整合に留意しつつ、基本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。更に、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の作成を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

「就農に向けた情報提供・就農相談」、「技術や経営ノウハウの習得」及び「就農後の営農指導等フォローアップ」については、東温市・普及組織・農業協同組合及び市内認定農業者や集落営農組織等が、また、「農地の確保」については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

5. 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の設置方法

① 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該地域の基幹作

物等の繁忙期を除いて設定する。

② 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、農業関係の集まり等を積極的に活用し、周知を図る。

③ 参加者

農業者、東温市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、愛媛県、その他の関係者の中から、地域の実情に合わせ、各組織等を適宜組み合わせて参加者を調整する。

④ 協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整する。

⑤ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を東温市農林振興課に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまでに人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成する等し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

東温市は、地域計画の実践に当たって、愛媛県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施する。

6. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

① 県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携のもとに普及啓発活動等を行うことによって農地中間管理機構が行う事業の実施の推進を図る。

② 東温市、農業委員会及び農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再分配機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し情報提供、事業の協力を行うものとする。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

東温市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 東温市は、農業農村整備事業管理計画と整合を図りつつ中山間地域総合整備事業（平成21年度～）や農地中間管理機構関連農地整備事業など農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化や汎用化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の整備・拡充を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 東温市は、中山間地域等直接支払制度（令和7年度～令和11年度）によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう

努める。

ウ 東温市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。また、転作の実施に当たっては、地域ごとに土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 東温市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

東温市は、農業委員会、普及組織、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第2-2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、東温市地域農業再生協議会の下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、東温市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、平成23年9月1日から施行する。

附則

この基本構想は、平成26年9月22日から施行する。

附則

この基本構想は、平成28年9月15日から施行する。

附則

この基本構想は、令和3年10月8日から施行する。

附則

この基本構想は、令和5年9月25日から施行する。

附則

この基本構想は、令和8年 月 日から施行する。